

横光利一の初期作品と〈形式論〉

―「マルクスの審判」についての一考察―

藤 原 邦 宣

栗坪良樹氏は「横光利一・初期の主題——愛と死と淋寂と——」という論文の冒頭を次のような言葉で飾っている。

△この作家は、何を本当に書きたいのか、そういう問いを何度でも発し続けておきたい。今はそう思う。それは同時に、何を本当に批評、もしくは研究したいのかという命題を照り返して、自分自身の首をしめてくれるから、何度でも問い続けておきたいということでもある。（中略）目下、刊行中の『定本横光利一全集』の第一巻の小説を最初から読んでゆく。この作家は本当に何を書こうとしているのだろうかという問いは、もうそこから発せられる。▽（注一）

この作家は何を書きたいのか——横光利一の作品、特に初期作品をながめてみた時に真つ先に浮かぶ疑問である。そして、これ

は同時に作家横光利一によって書かれた作品をどのような方法で研究するか、という問いにもかかわってこよう。その作品において横光は何を書きたかったのか、という問いを栗坪氏の言うように何度でも発してしまふとすれば、横光を研究する方法として主題論という方法はあまり有効とはいえないだろう。作家が書くこととしたこと、すなわち主題とは、読者が作家をその横において紡ぐ夢なのであり、読者の数だけ主題があるのではないかと、このような言葉を書き付けたくなるほど、横光の作品における主題というものはわかりにくい。何を書こうとしたかではなく、何が書かれてあるか。このように一度問うてみることも無駄ではあるまい。そして、横光利一もこのような問いを發した人であった。横光は、このような問いを、昭和三年から四年にかけて〈形式論〉という形で追求したのである。

△少くとも、平林初之輔氏の云はるる内容とは、作品の内容ではなくして、作者の材料の意味にちがひない。即ち平林氏の

云ふ内容とは、何を書かうとしたかであり、何が書かれてあるかではない。何が書かれてあるかは、形式を通じて見たる読者の幻想であり、さうして、これこそ、真の内容と云はるべきものである。▽

〔文芸時評（二）〕

△これを云ひ換へると、内容とは、読者と文字の形式との間に起るエネルギーで、エネルギーは同一なる文字の形式から変化せられず、読者の頭脳のために変化を生じると云ふことが明瞭になる。即ち、私が、内容とは形式から受ける読者の幻想であると云つたのは、これを意味する。それ故、同一物体である形式から発する内容と云ふものは、その同一物体を見る読者の数に従つて、変化してゐる。▽

〔「文字について——形式とメカニズムについて——」〕

内容という言葉の捉え方の違い、これが平林初之輔と横光利一の違いであるが、平林のいうところの内容と形式の關係は、彼がプロレタリアートであることを抜きにして、一般にわかりやすい論理だといえる。平林においては、内容とは作者が〈何を書こうとしたか〉であり、その△内容の独自性が必然に、形式の独自性を要求する▽（注二）、つまり内容が形式に先立って存在しているのである。ところが、横光のいうところの内容とは〈何が書か

れてあるか〉であり、それは△形式を通じて見たる読者の幻想▽だという。そして、それゆえに、その内容というものは読者によつて違ふというのである。横光においては、形式が内容に先立って存在している。〈何を書こうとしたか〉ではなく〈何が書かれてあるか〉、ここに注目したところに、横光独特の位相が窺えよう。このような横光の〈形式論〉の根底にあるのは、おそらく次のような認識ではないか。

△文字といふものは、人が書いても、猿が書いても、書かれた後でなければ、文字ではない。即ち、容積を持った物体となつて、後、初めて文字となる。もし勝本氏のいふやうに、文字には内容があつて、その後に形式がある物なら、書かれなくとも——物質にならなくとも、白紙そのものに、内容があるといふに等し。

われわれは新聞を見る。だが、われわれはその新聞を見なくとも、その新聞には、彫刻的な文字としての形式だけが、そこにただ無意味な石のやうに、あるのだ。さうして、われわれは、その新聞を見る場合、初めて、その新聞紙上に並んだ彫刻的な文字の形式から、石とは全く異なつた、文字の規定する内容を感じるのだ。▽

〔「形式論の批判」〕

冒頭の「A文字」といふものは（中略）書かれた後でなければ、文字ではない。Vという認識、これこそが横光の「形式論」の根本であり、同時に出発点でもある。横光がその「形式論」で問題としたのは、書かれたものを見なければその内容を理解することができないという物理的な原理なのである。だから、もし形式の前に内容があるとすれば、書かれなくても、言い換えれば白紙の状態であっても、内容だけが存在するという矛盾に陥ったことになるのだ。

この物理的な原理は、作者の立場で考えれば、たとえ作者に書くこととしていたことがあつたとしても、それは文字化されないと、つまり書かれなないと、その内容はうかがい知ることができないという認識とつながっている。

△平林初之輔氏は朝日紙上に於て云はれてゐる。

「私たちが内容と云ふのは、文学作品にならぬ前の作者の意識内容をさすのだ。」と。私はこの言葉が、間違ひであるかないかをここで穿鑿しようとは思はない。しかし、文学作品にならぬ前の作者の意識内容を探るには、作品そのものの形式を通して、即ち、作品と云ふ客観的物体を通して探さなければ絶対に探す方法はないのである。V

（「文芸時評」（一）「注三」）

横光にこのような認識をもたらしたのは何だろうか。なぜ、横光は形式を通してしか内容——作者の意識内容——を探すことはできないという認識を持つようになったのか。〈書こうとしているもの〉よりも〈書かれたもの〉に注目するようになったのは、おそらく次のような事実を体験していたからではないか。

△それなら、その形式を選ぶ作者が、自分の幻想に従つて文字を選ぶとしても、その幻想と同一なる文字を選ぶことが出来るであらうか。これまた絶対に不可能なことである。何ぜなら、文字そのものの物体と、その文字を意味する実物の物体とは絶対に同一物体ではあり得ないからである。V

（「文字について——形式とメカニズムについて——」）

文字そのものの物体と実物の物体とは同一ではない、これは自明なことである。だが、この自明なことに次のような事実が潜んでいる。すなわち、我々が何かを表現しようとしても、その何かを完全に表現することはできないという事実だ。このことは、言い換えれば、〈表現しようとしたもの〉と〈表現されたもの〉とは同一ではありえないということでもある。〈表現しようとしたもの〉と〈表現されたもの〉が同一でありえないのなら、我々は〈表現されたもの〉、すなわち文字に注目せざるをえない。なぜなら、〈表現しようとしたもの〉はそれを表現しようとする人の

頭の中にしか存在しないからだ。いや、当人でない以上、頭の中にあるかどうかさえ疑わしいからだ。つまり、横光に、文字化されないことにはその内容はわからないという「形式論」の根本原理をもたらしただけのは、この「表現しようしたもの」と「表現されたもの」とが同一ではありえないという事実だったのである。

そして、このことは、横光の初期の作品においても、表現されたものとして、胚胎されていたのではないか。横光の「形式論」は、臼井吉見氏の「△」という思いつきの、突飛な非論理というより、むしろ反論理を弄していることに、いまとなつては怪訝の思いをしないものはないであろう▽（注四）などといった意見に代表されるように、一般にはあまり理解されてはいない。だが、「形式論」は思いつきなどではなく、横光が初期の作品から直面していた問題だったのではないだろうか。本稿では、横光を「形式論」に赴かせた、この表現をめぐる問題を「マルクスの審判」（新潮）大正十二年八月」という作品に見出してみたい。これは、横光の「形式論」と初期作品とをつなぐ新しい試みでもある。

二

「マルクスの審判」は、遊廓街の入り口のある踏切での酔漢の斃死をめぐる、その踏み切りの番人が酔漢を故意に殺したのか、それとも偶然の事故かを予審判事が追求していく様子を描いた作品である。これとよく似た作品に志賀直哉の「范の

犯罪」（『白樺』大正二年十月）がある。「范の犯罪」は、范という若い支那人の奇術師が、ナイフ投げの演芸中に彼の妻にナイフを当ててしまい、その妻は死んでしまうのだが、その范の行為が故意であつたかどうかをめぐる、判事が追求していく様子を描いた作品である。「マルクスの審判」との裁判形式という類似、またその犯罪が心理的で判決をくだすのが非常に困難な点など、この二つの作品は、今まで指摘されてきた（注五）ように、非常に似通っているといえる。だが、横光自身、大正九年五月二十四日付けの佐藤一英宛ての書簡において、△「俺は余り志賀氏にかぶれすぎてゐた。それを知つた今は何を書いても食べかたの好くない餛飩のやうだ▽と書いているところを見ると、「范の犯罪」を知つていて、しかも△志賀氏にかぶれすぎてゐた▽と自認しているながらも、これと似たような作品を書いたのには、同じ形式をとりながらも志賀にはない新しい内容を盛ることができるといふ横光の自負があつたように思われる。では、横光の自負とは何であつたのか。

△「当時『范の犯罪』はまだ人々の記憶に生きていて（大正七年刊の『夜の光』に収録）、誰もが二つの作品の形式の類似には気づいたであらう。それをあえて発表するには、内容の新しさによほどの自信がなければ不可能なことである。逆に言えば、横光にしてみれば、内審が新しいがゆえに、形式はど

んなに似ていても、それは意に介すべきことではなかったのである。その新しさとは、マルクスとフロイトを諷刺的に取り入れた、横光なりの社会性、時代性であつたろう。▽（注

六）

横光が自負した内容の新しさとは△マルクスとフロイトを諷刺的に取り入れた、横光の社会性、時代性であつたろう▽と吉田氏は述べているが、たとえそうだとしても、この横光の「マルクスの審判」という作品は良い出来とはいえない。なぜなら、「范の犯罪」には存在しない「マルクスの審判」における判事の自省の部分は、それまでの作品の三分の二を占める判事と被告とのやりとりを無意味なものにしてしまっているからである。

△一体何故に自分は自分の疑ひを疑ひとして持ち始めたか。何故に自分はその疑ひを疑ひとして深めてゆくことに努めたか。何故に自分は自分の疑ひの正当である可きことを確信したか。▽

判事は被告が故意に殺したのか、それとも偶然の事故かを判断することができずにその日の審問を終えたのだが、床に入ってもやはりどちらかを判断することはできない。そこで判事がとつた方法とは、自分はなぜ疑いを抱き始めたのかと△自分自身の心理

に向つて審問してみること▽であつた。そして、その審問の結果、導き出されたものは△自分の社会運動を防衛したがる習慣的な恐怖▽であり、判事は△ただ勝手に被告を敵の立場に置いてかかつた自分の恐怖心が判事には急に馬鹿らしく羞しくなつて来▽る。だが、自分の疑いの原因を探ろうとすることは、自分一人で判決を決めようとするものであり、これでは今までの被告とのやりとりの意味というものが見えてこない。しかも、この後、判事は被告の悲しそうな顔つきを思いだし、判事という立場を忘れ、情に流されてしまう。

△しかし、判事は自分のただ一片の不純な恐怖のために、無罪で済まされる可きその憐れな男を今にも重罪に落し込もうとしてゐた自分のことを考へた。彼は自分の罪を感じてひやりとなつた。

「無罪にしよう。無罪だ。」

さう彼はひとり決定すると、急に掌を返すやうな爽快な気持ちになつた。

「これや俺の罪ぢやないぞ。マルクスの罪だ!」

彼は突然に大声で笑ひ出した。

「いや、何に、かまつたことはない。証拠物件として何がある。蕩児よりも番人だ!」今は判事も全く晴れ晴れとした気持ちであつた。そして、今迄長らく自分を恐喝してゐた恐怖

も、不思議に自分から飛び去つてゐるのを彼は感じた。

暫くすると、彼は安らかに眠つてゐた。丁度、マルクスに無罪を宣告された罪人であるかのやうに。▽

ここで判事はいきなり無罪と決定してしまい、しかも、自分の罪ではなくマルクスの罪だと言って、マルクスに罪をなすりつけようとする。自省の場面に至つて、急転直下無罪と決定され、またいきなりマルクスが出てくるところなど、あまりにも唐突との印象をぬぐえない。結局、この判事が出した結論は、被告が故意に殺したかどうかということとは無縁のところと解決されているのである。被告が故意に酔漢を殺したのか否か、という問題は何も解決されてはいないのだ。これでは、作品の三分の二を占める判事と被告との、酔漢を殺したのか否かをめぐつてのやりとりの存在する意味がないのではないか。その意味で、この「マルクスの審判」という作品は、判事が被告をどのように自由させ有罪と認めさせるか、あるいは彼が潔白であることを証明し無罪と決定するか、という作品の見せ所を、情といったものを持ち出し安易な方向へずらした上に、マルクスに罪を押し付けるといった、当時発展しつつあったマルクス主義文学に対するあてつけの意味ともとれるような短絡的な結論をつけた作品だといえる。

では、判事と被告とのやりとりというのは、具体的にはどのようなものであつたのか。次では、そのやりとりを細かく分析し

てみたい。

三

犯罪が心理的であるがゆえに、被告が罪を犯したかどうかを判事は判断することができず、真実を見極めるには被告に自白をさせることが一番の近道と考える。判事は被告に自白をさせるために被告の頭に激動を与えようとする。事実、この判事の激動を与えようとする言葉は被告に激動を与え、自白させることになるのだが、被告のした自白というものがどうやら判事の思つていたものと違ふやうなのだ。

△判事は被告の怒つた顔を見てみると、事実事件の当夜の被告の行為が自分の疑ひと一致してゐるとすれば、まさか今の場合さうむきに怒ることが出来なからうと思はれて、今迄感じてゐた自分の疑ひもいくらかとけた。しかし、被告の怒りもこちらの横車を押した論理のために怒つたものと思へないではなかつた。してみれば、被告の怒りも、別に、心に覚えのないことをあるやうに云はれたときの根深い怒りとも思はれなくなつて来て、結局判事にはまた以前の疑ひが疑ひとしてつきまとつて来た。しかし、なほこれ以上審問を続けて行くとすれば、被告の反感を拭いてからなければならなかつた。判事は顔に微笑を湛へながら静に優しく問ひ続けた。▽

判事は、罪を犯しているにしてはむきに怒っているという、被告は罪を犯していないという解釈と、判事の横車を押した論理に怒っただけで、被告は罪を犯していないわけではないという解釈との両極で揺れ、結局、△判事は顔に微笑を湛へながら静に優しく問ひ続けた▽というように審問を続けている。ということとは、被告がした自白は自白でなくなってしまうということである。なるほど、△事件の当夜、お前は列車の来たのを見はからつてその酔漢を突き飛ばしたのであらう▽という判事の質問に対しての△はい。▽という答えや、△もうどうなりとして下さい▽という被告の言葉は、自白の言葉であらう。だが、判事がさせたかった自白とは、被告が怒りなどといった、自白が自白でないことを感じさせるようなものを含んだ自白ではなく、真の意味での△最も信用すべき▽自白だったのである。とすれば、激動を与えようとしたために、かえって真実が見えにくくなるという事態に判事が陥ってしまっていることに我々は気づく。では、なぜこのような事態が起こったのか。それは、判事の激動を与える言葉が激動を与える以上の内容を持っていたからではないか。というのは、もし激動の言葉が判事の意図したような激動を起こしたのだったら、被告は真の自白をし、判決が下されていただろうからである。ところが、判事は、被告の自白に違和感を感じている。これは、判事が被告に発した言葉が表現するはずだった内容、す

なわち激動を起こさせ自白させるということが、現実にはそのような内容として被告に受け取られなかったと判事が認識していることを意味している。激動の言葉は、判事の思惑とは別の結果をもたらしてしまったのである。

△判事はかうも手易く誘ひ込まれて来た被告を思ふと、急に今迄の勝ち誇った気持ちに薄らぐのを感じた。そればかりではなかった。彼は彼自身漸く握り得たと思つた疑ひの確証さへも再び前のやうに取り失つた。何ぜかと云へば、彼は自分の手段が自分ながらいかにも巧妙であつたと賞賛したい程であつたから。實際いかなるものと云へども、譬へばもしも明らかに故意の殺人ではなかつたと知り得ることの出来る判事自身でさへ、被告の立場に置かれたとき、その巧みな判事の言葉のために被告と同じ悲しみの言動に落されぬ者はあつたであらうか。それを思ふと、判事の疑ひは却つて彼自身の弁舌の巧みさに邪魔されてまた尽く迷蒙の中に遁入つていつた。しかし、それかと云つて彼はまだ自分の疑ひを捨て去ることは出来なかつた。そこで、彼は被告から最も信用すべき自白の言葉をきくためには、今一度被告に投げ与へた悲しみを逆に取り消してかからなければならぬのを知つた。▽

被告がした自白を真の自白に感じさせなかつたものは、判事の

与えたかった激動以上の激動——被告の怒り——であった。それゆえ、判事はその怒りを消そうと今度は反感を拭う言葉を被告に向けて発することになる。もちろん、それは被告に眞の自白をさせるためでもある。ところが、判事の反感を拭いながら自白をさせるべき言葉が、△突然腹痛でも起つたかのやうに彼の顔が窺み出すと、涙が頬を伝つて落ち始めた▽というように、今度は悲しみというものを引き起こしてしまう。その巧みな弁舌のために自身ですら悲しみを抱いて自白してしまうだろうと判事は考え出すと、やはり前と同じく△迷蒙の中へ這入つてい▽き、引き続き審問は続行される。ここでも、被告の△私が殺しました。はい殺しました▽という自白は眞の自白ではないのである。判事が求めているのは△最も信用すべき自白の言葉▽なのだ。とすれば、前と同じく、眞の自白をさせるべく判事から被告へと発せられた、反感を拭おうとした言葉は、実際には反感を拭っただけではなく、自白を眞の自白たらしめない余剰をもたらしただけである。反感を拭うという判事の思惑とは別の結果を彼の言葉はもたらしてしまつたのである。

△自分の言葉のために被告の態度がどんなに変つてゆくかと云ふことを眺めてゐた判事には、被告の様子がまだいかにも悲しさに見えた。しかし、彼には被告の悲しみは自分に悲しめられた名残りの悲しみであるのか、それとも被告自身の秘

めた行為を意識しての悲しみであるのか明瞭に見極めることが出来なかつた。そして、最早や判事は自分の疑ひを確証するいかなる方法をも案出することが出来なくなると、やむなくその日の審問はそれで終らなければならなかつた。▽

被告のした自白を眞の自白に感じさせなかつたものは、判事の言葉がその思惑とは別にもたらした被告の悲しみであつた。それゆえ、今度はこの悲しみを拭おうとするが、引用部分を見ればわかるように、被告はまだ悲しんでいる。ここにおいても、判事の悲しみを拭おうとする言葉が、拭おうとするという内容以上のものを有していたという事実到我々は気づく。そして、判事は被告が悲しんでいるのは判事の巧妙な言葉によるもので罪を犯したわけではないという解釈と、自分が罪を犯していたゆえに判事の言葉に反応したとする解釈との両極で揺れるのである。その結果、判事は△自分の疑ひを確証するいかなる方法▽も案出できず、ひとまず閉廷することになる。

この三回に及ぶ（表現しようとしたもの）と（表現されたもの）とが同一のものではなくなつてゐるという事態の前では、判事は手も足も出なくなつてゐる。裁判とは、判事と被告との間の言葉のやりとりである。ところが、その言葉が、自身の表現しようとするものと全く同一でないとしたなら、そして同一でないだけならともかく、その同一でないことを強く感じさせる事態に遭

遇したなら、もはや被告と判事の間の言葉のやりとりは全く意味をなさないであろう。言葉というものをを用いることができないとなると、△自分の疑ひを確証するいかなる方法▽も考えつくことはできないし、相手と言葉を交換して真実を追求しようとするのではなく、△自分自身の心理に向って審問してみる▽といった、自分の心の内で問題を解くという方法しか判事はとることができなかったのだ、というように考えられないことはない。だが、それにしても、その後の判事の行動は安易かつ短絡的ではないか。横光は、被告が故意に酔漢を殺したのか否かという問題を素通りし、この表現をめぐる問題にも、何ら解決を与えようとはしていないのである。

しかし、次のことは確実にいうことができる。すなわち、「マルクスの審判」には「表現しようとしたもの」と「表現されたもの」が同一ではないという事態が描かれていたということである。それは判事と被告との踏切での酔漢の死をめぐる言葉のやりとりから生まれたものであった。激動を与える言葉、反感を拭う言葉、悲しみを拭う言葉、これらがそれぞれ判事の思惑を孕みながらも、実際に発せられると、その思惑とは違ったものをもたらし、してしまったという事態、それは「表現しようとしたもの」と「表現されたもの」とが同一ではないことを語っているのだ。横光の「形式論」の根本原理をもたらし、この「マルクスの審判」には胚胎されていたのである。裁判という言葉を介しな

ければ成り立たない題材を選んでいるところに、横光の言葉に対する問題意識が見え隠れしているといえはいいすかも知れない。しかし、志賀の「范の犯罪」と比べると、言葉とは何か、自分の言ったことは自分の言った通りに人に理解されるのか、といった横光の言葉への懐疑がはっきりと表れているのは疑えない事実である。そして、そのような言葉への懐疑というものは「マルクスの審判」に限ったことではなく、他の初期作品にも表れているのである。「形式論」とは、初期作品に流れている横光の言葉への懐疑が、一つの理論として形象化されたものののだ。それは臼井氏のいうような思いつきなどではないのである。おそらく、横光の言葉への懐疑と、彼がそれまでになかった新奇な表現を好んだこととは無関係ではあるまい。言葉への懐疑は、作家として出発を始めた頃から「形式論」という形で理論化し終えるまで、横光が直面せざるをえなかった問題なのである。そして、この言葉への懐疑は、彼が文筆家であったゆえに、文字という形で「形式論」へと昇華していったのである。

※横光利一からの引用は河出書房新社版「定本横光利一全集」に拠る。また旧漢字は適宜新字体に改めている。なお、傍線は引用者（藤原）が付したものである。

〔注〕

注一 栗坪良樹「横光利一・初期の主題——愛と死と淋寂と——」〔表現と構想〕昭和五十七年一月、なお引用は栗坪良樹「横光利一論」(永田書房、平成二年二月二十日)による。

注二 平林初之輔「文芸批評家の任務について」〔新潮〕昭和三年十月

注三 全集によれば初出未詳となっているが、石田仁志氏が「横光利一の形式論——都市文学の時空間」(『人文学報』平成五年三月)のA注Vで指摘しているように、『読売新聞』に昭和四年三月十二日から十五日にかけて四回にわたって掲載された「文芸時評」の(一)―(三)が、この「文芸時評(一)」である。

注四 白井吉見「近代文学論争 上巻」(筑摩書房、昭和五十年十月二十日)

注五 たとえば、栗坪良樹氏の「横光利一と志賀直哉」(山良哲次編「横光利一の文学と生涯」桜楓社、昭和五十二年十二月三十日)や宮越勉氏の「志賀直哉の影響圈——横光利一の場合——」(神谷忠孝編「日本文学研究大成、横光利一」国書刊行会、平成三年八月五日)などが挙げられる。

注六 吉田照生「横光利一と志賀直哉」〔国文学解釈と鑑賞〕昭和五十八年十月

(ふじわらくにのぶ 岡山大学大学院修士一年)

研究室受贈図書雑誌目録

活水日文(活水学院日本文学会) 三三、三四

活水論文集 日本文学科編(活水女子大学・短期大学) 四〇

花傳 財団法人「観世文庫」年報(財団法人観世文庫) 一、二、三

金沢大学語学・文学研究(金沢大学教育学部国語国文学会) 二六

金沢大学国語国文(金沢大学国語国文学会) 二二

河南論集(大阪芸術大学芸術学部文芸学科研究室) 三

かほとり(武庫川女子大学大学院文学研究科国語・国文学専攻院生研究会) 四

関東短期大学国語国文(関東短期大学国語国文学会) 六

上林曉研究(園田学園女子大学吉村研究室) 五

きのくに国文―教育と研究―(和歌山大学国文学会) 三

岐阜女子大学紀要(岐阜女子大学) 二六

岐阜大学国語国文学(岐阜大学教育学部国語国文学研究室) 二

四

九州大谷国文(九州大谷短期大学国語国文学会) 二六

紀要(信州大学医療技術短期大学部) 二二

共同研究報告書 平成八年度(国文学研究資料館)

京都語文(仏教大学国語国文学会) 一、二

京都府立大学学術報告 人文(京都府立大学) 四八

金城学院大学大学院文学研究科論集(金城学院大学大学院文学研究科) 三

近代文学論集(日本近代文学会九州支部) 一三、二四

金蘭国文(金蘭短期大学国文研究室) 一

ぐんしよ(縦群書類従完成会) 三五、三六